

広島県議会情報公開条例（平成十四年広島県条例第二十五号。以下「条例」という。）第三十二条の規定によって、令和四年度における条例の運用の状況を次のとおり公表する。
令和五年六月二十六日

広島県議会議長 中 本 隆 志

一 公文書の開示請求件数
八件

二 公文書の開示請求の処理状況

開 示 請 求						
開 示	二 件					
部 分 開 示	五 件					
不 開 示	〇 件					
存 否 応 答 拒 否	〇 件					
不 存 在	一 件					
適 用 外	〇 件					
取 下 げ	〇 件					

三 審査請求の処理状況
なし